

平成二十七年七月十日提出
質問第三一八号

母乳のインターネット販売に関する質問主意書

提出者 初鹿 明 博

母乳のインターネット販売に関する質問主意書

母乳がインターネット上で売買されている実態があると報じられたことを受けて、厚生労働省及び消費者庁は、インターネット等で販売される母乳は、提供した母親がかかっている病気の状況や搾乳方法、保管方法等の衛生管理の状況が分からないため、乳幼児に飲ませると、病原体や医薬品等の化学物質等が母乳中に存在していた場合、乳幼児の健康を害する恐れがあるという注意喚起を促す文書を公開しました。

母親の多くが母乳で育てたいと思いつつも、母乳が出なかつたり、不足気味だつたりして、母乳のみで育てることが難しい母親が多数いる一方、母乳の提供には、日赤献血事業や血液製剤と同程度の管理が必要であり、特に提供者不明の母乳の販売は禁止すべきとの専門医の意見もあります。

母乳を購入して乳幼児に飲ませたいという需要があるとしても、母乳の販売について、母乳の提供方法、管理体制、保存方法や期間、そして、販売方法等の基準が全く設けられずに野放しに母乳の販売が続けられることは、安全性の確保という観点から非常に問題であると考えます。

そこで、母乳提供者の血液検査等を行い、提供された母乳を殺菌した上で冷凍保存するなどの基準を設け、様々な面で適切な方法を取ることが必要であると考えますが、政府の見解を伺います。

右質問する。